国際医療福祉大学学位規程

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）、国際医療福祉大学学則（以下「大学学則」という。）第４３条及び国際医療福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第１０条第２項に基づき、国際医療福祉大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第２条　本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とする。

２　学士の学位は、別表１のとおりとする。

３　修士の学位は、別表２のとおりとする。

４　博士の学位は、別表３のとおりとする。

５　修士（専門職）の学位は、別表４のとおりとする。

（学士の学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、大学学則第４２条により本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第４条　修士の学位は、大学院学則第８条第１項及び第３項により修士課程を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第５条　博士の学位は、大学院学則第８条第４項、第５項、第６項及び第７項により博士課程を修了した者には、甲種の学位を授与する。

２　前項に定める者のほか、学位は、別に定める資格を持ち、本学に学位論文を提出して、その審査に合格した者には、乙種の学位を授与することができる。

３　前２項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学した日から３年以内に学位論文を提出し、その審査に合格した場合には、第１項によるものと同様に甲種の学位を授与する。

（修士（専門職）の学位授与の要件）

第６条　修士（専門職）の学位は、大学院学則第８条第２項及び第３項により修士課程（専門職学位課程）を修了した者に授与する。

（学位論文の提出）

第７条　第４条及び前条第１項による者の学位論文は、研究科長に提出するものとする。

２　前条第２項及び第３項の規定により、学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文要旨、履歴書及び別に定める学位論文審査料を添え、研究科長に提出しなければならない。

（学位論文）

第８条　博士及び修士の学位論文は、１篇に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

２　受理した学位論文等及び既に納付された学位論文審査料は、返還しない。

３　審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

（審査員）

第９条　研究科会議は、第７条第２項の規定により、学位論文が審査に付されたときは、当該研究科の教員のうちから、３人以上の審査員を選任し、学位論文の審査及び試験を委託しなければならない。

２　研究科会議が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員又は教

員であった者を学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。
３　研究科会議は必要と認めたときは、第１項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。
４　研究科会議は、第１項の審査員のうち１人を主任審査員として指名しなければならない。
（審査期間）
第１０条　修士の学位の授与に係る論文の審査及び試験は、論文提出後２か月以内に、また、博士の学位の授与に係る論文の審査及び試験は、論文提出後１年以内に終了しなければならない。
（試験）
第１１条　修士の学位又は博士の学位の授与を申請した者については、学位論文の審査のほか、面接試験を行う。この試験の方法は研究科会議において定める。
（審査結果の報告）
第１２条　修士の学位又は博士の学位に関する審査が終了したときは、審査員はすみやかに審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科会議に提出しなければならない。
（学位論文の判定）
第１３条　大学院長は、前条の審査の報告に基づき、研究科会議の審議を経て、学位授与の可否を決定する。
２　前項の判定を行う研究科会議には、構成員の過半数の出席を要し、合格の判定については、出席した構成員の３分の２以上の賛成がなければならない。この場合の定足数の算定に当たっては、外国出張中の者、休職中の者及び所属長の許可を得て出張中の者は、当該研究科会議の構成員の数に算入しない。
３　研究科会議が第１項の合否を決定したときは、大学院長はこれを学長に報告しなければならない。
（学位の授与）
第１４条　学長は、前条第３項の規定による報告に基づいて学位を授与し、学位記を交付する。
２　学位を授与できない者には、その旨通知する。
（専門職学位の授与）
第１４条の２　専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職学位課程を置く医学研究科において別に定める。
（論文要旨等の公表）
第１５条　博士の学位を授与したときは、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査結果の要旨は、インターネットの利用により、当該博士の学位を授与した日から３か月以内にこれを公表する。
（学位論文の公表）
第１６条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により、公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表されているときは、この限りではない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科会議の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
３　第１項の規定により公表する場合は、当該論文に「国際医療福祉大学審査学位論

文（博士）」と、また前項の規定により公表する場合は、当該論文の要旨に、「国際医療福祉大学審査学位論文（博士）の要旨」と明記しなければならない。

（学位の名称）

第１７条　本学の授与する学位には、国際医療福祉大学と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第１８条　本学において博士、修士又は修士（専門職）の学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科会議の議を経て、すでに授与した学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

２　研究科会議において、前項の議決を行う場合は、第１３条第２項の規定を準用する。

附　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２５年５月２７日から施行する。

２　第８条及び第９条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２（２０２０）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３（２０２１）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４（２０２２）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５（２０２３）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６（２０２４）年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７（２０２５）年４月１日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

学　部	学　科	学　位（専攻分野）
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	視機能療法学科	学士（視機能療法学）
	医学検査学科	学士（医学検査学）
	放射線・情報科学科	学士（放射線・情報科学）
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科	学士（医療福祉学）、学士（医療マネジメント学）
薬学部	薬学科	学士（薬学）
医学部	医学科	学士（医学）
成田看護学部	看護学科	学士（看護学）
成田保健医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	医学検査学科	学士（医学検査学）
	放射線・情報科学科	学士（放射線・情報科学）
成田薬学部	薬学科	学士（薬学）
赤坂心理・医療福祉マネジメント学部	心理学科	学士（心理学）
	医療マネジメント学科	学士（医療マネジメント学）
小田原保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
福岡保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	言語聴覚学科	学士（言語聴覚学）
	医学検査学科	学士（医学検査学）
福岡薬学部	薬学科	学士（薬学）

別表2（第2条第3項関係）

研究科	専　攻	学　位（専攻分野）
医療福祉学研究科	保健医療学専攻	修士（保健医療学）、修士（看護学）、修士（助産学）、 修士（言語聴覚学）、修士（生殖補助医療学）、 修士（医療福祉教育・管理学）、修士（臨床検査学）、修士（災害医療学）、 修士（遺伝カウンセリング学）
	医療福祉経営専攻	修士（医療福祉学）、修士（診療情報管理学）、 修士（医療ビジネス経営学）、修士（医療福祉管理学）、 修士（介護福祉・ケアマネジメント学）、 修士（自立支援介護学）、 修士（自立支援実践ケアマネジメント学）、 修士（医療福祉ジャーナリズム学） 修士（医療通訳・国際医療マネジメント学）
	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
薬科学研究科	生命薬科学専攻	修士（薬科学）

別表3（第2条第4項関係）

研究科	専　攻	学　位（専攻分野）
医療福祉学研究科	保健医療学専攻	博士（保健医療学）、博士（看護学）、 博士（助産学）、博士（言語聴覚学）、 博士（生殖補助医療学）、博士（医療福祉教育・管理学）、 博士（臨床検査学）、博士（災害医療学）、博士（医療遺伝学）、 博士（医療福祉経営学）、博士（医療福祉学）、 博士（診療情報管理学）、博士（医療福祉国際協力学）、 博士（介護福祉・ケアマネジメント学）、 博士（臨床心理学）、博士（医療福祉ジャーナリズム学）
薬学研究科	医療・生命薬学専攻	博士（薬学）
医学研究科	医学専攻	博士（医学）

別表4（第2条第5項関係）

研究科	専　攻	学　位
医学研究科	公衆衛生学専攻	公衆衛生学修士（専門職）